

## 接続機器レンタル個別規定

ソフトバンク株式会社

### 第1条（適用範囲）

1. 当社は、この接続機器レンタル個別規定および「SoftBank ブロードバンドサービス」基本規約（以下「基本規約」といいます。）に基づき接続機器をレンタルします。
2. この接続機器レンタル個別規定は、基本規約第2条(3)に定める個別規定として接続機器のレンタルに関する契約条件を定めるものです。
3. 本規定は、「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく ADSL サービス、および「BB フォン個別規定」に基づく BB フォン、ならびに「無線 LAN サービス」、「地デジチューナー (R)」を利用することを目的として、各接続機器のレンタルを受ける会員に適用するものとします。

### 第2条（定義）

本規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「各接続機器」とは、ADSL サービス、BB フォン、無線 LAN サービス、地デジチューナー (R) を利用するために必要な接続機器として当社が指定するモデム、アダプタ、無線 LAN カード、地デジチューナー等の機器をいいます。
- (2) 「ADSL 個別規定」とは、当社が定める「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」をいいます。
- (3) 「ADSL サービス」とは、ADSL 個別規定に基づき、当社が提供する ADSL サービスをいいます。
- (4) 「BB フォン」とは、「BB フォン個別規定」に基づき当社が提供する BB フォンをいいます。
- (5) 「無線 LAN サービス」とは、当社が本規定に基づき提供する無線 LAN カードのレンタルサービスをいいます。
- (6) 「レンタル契約」とは、各接続機器をレンタルするための本規定に基づく利用契約をいいます。
- (7) 「レンタル会員」とは、当社と各接続機器のレンタル契約を締結し、これを利用する者をいいます。
- (8) 削除
- (9) 「地デジチューナー (R)」とは、当社が本規定に基づき提供する地デジチューナーのレンタルサービスをいいます。

### 第3条（各接続機器のレンタル）

1. 当社は、各接続機器のレンタルを希望する会員に対し、各接続機器をレンタルします。
2. 会員にレンタルする各接続機器は、会員が利用するサービスに応じて当社が選択、決定するものとします。また、会員にレンタルされる各接続機器は、第8条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。
3. 地デジチューナーのレンタル契約の申し込みを行った場合、同時に、無線 LAN カードのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。

### 第4条（レンタル契約の成立および終了）

1. 各接続機器のレンタル契約の申し込みは、基本規約第3条に従い当社に対し行うものとします。
2. 各接続機器のレンタル契約は当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日に成立するものとします。
3. 第6条のレンタル料金の発生時期はADSL個別規定に準じるものとします。但し、無線LANカードまたは地デジチューナーのレンタルを他の各接続機器のレンタル契約と別に申し込んだ場合は、無線LANカードまたは地デジチューナーのレンタル料金については、その申込日の翌日を1日目として7日目が属する月の翌月1日から発生するものとします。
4. レンタル契約の解約、解除等は本規定に定める他、ADSL個別規定に準じるものとします。但し、各接続機器のレンタル料金については、各接続機器レンタルの契約終了日が属する月の末日まで発生するものとします。
5. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は、下記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとします。
  - (1) 会員が会員たる地位を喪失した場合
  - (2) 事由の如何を問わず、ブロードバンド・サービス（BBフォンサービスを含む以下、本項において同じ。）が終了された場合
  - (3) ブロードバンド・サービスの利用契約が成立しなかった場合なお、無線LANカードのレンタル契約のみ解約した場合は、本規約に基づくモデムのレンタル契約は終了しないものとし、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合も、本規約に基づく無線LANカードのレンタル契約、モデムのレンタル契約は終了しないものとします。会員が各接続機器のレンタル終了時において当社の提供する他のブロードバンド・サービスの継続を希望する場合、当社は、当該会員に対し、適切な各接続機器を別途定める条件によりレンタルするものとします。
6. 前項の定め該当する場合は、第10条の定めを準用するものとし、レンタル会員は同条に従い各接続機器を当社に返還するものとします。
7. レンタル会員が利用しているADSLサービスのアップグレードを希望した場合、当社はレンタル会員にレンタルしている各接続機器の交換等の方法によりアップグレードすることがあります。アップグレード後のレンタル料金が従前と異なる場合、アップグレードされたADSLサービスが利用可能となった日の翌月1日から当該料金が適用されるものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、上記のレンタル料金の変更を除くほか、従前のレンタル契約の条件に変更はないものとします。

#### **第5条（ファームウェアのバージョンの更新）**

1. 当社は、サービスの品質を維持・向上すること、新サービスを提供すること等を目的として、レンタル会員に事前に通知することなく同社の裁量により同社のネットワークの規格、仕様等を変更する場合があります。
2. 前項の場合、レンタル会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し（各接続機器がADSLサービスに係るサービス会員回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります）、各接続機器に含まれるソフトウェア（以下「ファームウェア」といいます。）のバージョンを更新する場合があります。

3. ファームウェアのバージョン更新に起因して各接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第8条の定めを準用するものとします。

## 第6条（レンタル料金等）

各接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。

## 第7条（会員の義務）

1. レンタル会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
  - (1)各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分
  - (2)各接続機器の分解、解析、改造、改変等
  - (3)各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
  - (4)各接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）
  - (5)契約外の不正使用
  - (6)各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (7)各接続機器の日本国外持ち出し
2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、レンタル会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

## 第8条（故障等）

1. レンタル会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、レンタル会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。なお、各接続機器の故障、破損等がレンタル会員の責めに帰すべき事由によるときは、レンタル会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。
2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。
3. 各接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、レンタル会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。

## 第9条（任意の買取）

削除

#### 第 10 条（レンタル契約終了等に伴う返還）

1. 本規定に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合または「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく利用休止期間が 12 ヶ月を超えた場合、レンタル会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。なお、各接続機器返還先住所については別途定めるものとし、この場合返還に要する費用はレンタル会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等はレンタル会員の負担とします。
2. 事由の如何を問わず各接続機器のレンタル契約が終了した日または「SoftBank ブロードバンド ADSL 個別規定」に基づく利用休止期間が 12 ヶ月を超えた日の属する月の翌月 20 日（20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日）までに各接続機器が当社に返還されなかった場合、レンタル会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。

#### 第 11 条（指定レンタル事業者に関する特約）

削除

#### 地デジチューナー（R）に関する特約

本特約（第 12 条乃至第 13 条の 3）は、当社が提供する地デジチューナーのレンタル契約の申し込みを行う会員に対して適用されるものとします。

#### 第 12 条（禁止事項）

会員は、地デジチューナーの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 録画・保存した映像等を個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で楽しむ目的以外の目的をもって利用・複製すること、およびネットワーク等を通じて公衆に送信し、または公衆に送信できる状態にすること
- (2) 当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) その他法令に違反する、または違反するおそれのある行為

#### 第 13 条（情報の取得について）

当社は、地デジチューナーを提供するにあたり、以下の各情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社は、これらの情報について本規約に従い取り扱います。

- (1) 端末特定に必要な情報  
機器固有 ID（製造番号、品番等）
- (2) 地デジチューナー指定アプリの利用ならびに通信等の情報  
利用日時、利用状態、利用内容、インストール、バージョン情報等
- (3) 位置情報

Wi-Fi、GPS による端末の位置情報

### 第 13 条の 2 (情報の利用について)

当社は、地デジチューナーにて取得した情報をサービスお申し込み時に取得した契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー (<https://www.softbank.jp/corp/privacy/>) に従い、取り扱います。また、取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。

### 第 13 条の 3 (取得する情報の利用目的)

当社は、地デジチューナーにて取得、保持した情報を以下に定める目的に従って利用する場合があります。

- (1) 当社サービスの利便性の向上、品質改善または利用者に対するサービス、技術の提供のため
- (2) 指定アプリの最新バージョン提供のため
- (3) 利用者からの問い合わせへの対応および当社サービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため
- (4) 利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行うため
- (5) 当社が提供する特典の適用の有無を識別するため
- (6) 興味関心に基づく情報を利用者提供するため
- (7) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため

### 附則

2007年3月31日改定後の第7条第2項、第8条第1項、第8条第3項、第10条に定める「違約金」及び「修理交換料金」にかかわる規定は、2007年4月1日以降に適用されるものとします。

(2005年9月1日制定実施)

(2005年10月15日改定)

(2005年11月1日上記改定実施)

(2005年11月15日改定)

(2005年12月1日上記改定実施)

(2006年3月15日改定)

(2006年4月1日上記改定実施)

(2006年11月1日改定)

(2006年12月1日上記改定実施)

(2007年3月15日改定)

(2007年3月31日上記改定実施)

(2007年8月15日改定実施)

(2008年11月14日改定)

(2008年12月1日上記改定実施)

(2010年3月31日改定実施)

(2011年9月1日改定実施)

(2013年9月3日改定実施)

(2014年7月1日改定実施)

(2015年2月4日改定実施)

(2020年10月1日改定)

(2020年11月1日上記改定実施)